デ 総 ジ 務 タ ル 庁 省 告 示 第

行 政 手 に お け る 特 定 \mathcal{O} 個 号 人 識 8 \mathcal{O} 番 号 \mathcal{O} 等 関 す 12

づ 人 き、 番 号 電 力 気 続 涌 ド 信 口 特 線 定 を 個 通 人 情 U た 報 送 \mathcal{O} を 信 提 又 供 は 等 別 電 す に 磁 関 る 的 た す 記 る 録 命 媒 令 体 亚 \mathcal{O} 送 成 利 付 用 + \mathcal{O} 方 六 12 法 年 及 総 び る 務 情 法 省 律 報 令 第 提 八 規 供 + 定 ネ 五. す ツ 1 号 る ワ 個 人 \mathcal{O} 番 ク 規 号 、 定 に ス 基 テ 個

令 和 几 年 月 日

A

を

使

用

L

た

送

信

 \mathcal{O}

方

法

に

関

す

る

技

術

的

基

準

 \mathcal{O}

部

を

改

正

す

る

告

示

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

定

 \Diamond

る

内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄

総 務 大 臣 金 子 恭 之

電 気 通 信 口 線 を 通 じ た 送 信 又 は 電 磁 的 記 録 媒 体 \mathcal{O} 送 付 \mathcal{O} 方 法 及 U 情 報 提 供 ネ ツ 1 ワ ク シ ス テ

 Δ を 使 用 L た 送 信 \mathcal{O} 方 法 12 関 す る 技 術 的 基 潍 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 告 示

電 気 通 信 口 線 を 通 U た 送 信 又 は 電 磁 的 記 録 媒 体 \mathcal{O} 送 付 \mathcal{O} 方 法 及 75 情 報 提 供 ネ ツ 1 ワ 1 ク シ ス テ A を

使 用 L た 送 信 \mathcal{O} 方 法 12 関 す る 技 術 的 基 準 亚 成 + 七 年 総 務 省 告 示 第 兀 百 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に

改 正 す る

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 下 線 を 付 L た 部 分 を れ 12 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る 規 定

 \mathcal{O} 下 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 8 る

改正後	改正前
第2 用語の定義	第2 用語の定義
[1 略]	[1 同左]
2 インターフェイスシステム	2 インターフェイスシステム
情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、コアシステムと法第19条第8号	情報提供ネットワークシステムを構成するものであって、コアシステムと法第19条第8号
に規定する情報照会者(同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。以下同じ	に規定する情報照会者(同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者を含む。以下同じ
。)又は情報提供者(同条第9号に規定する条例事務関係情報提供者を含む。以下同じ。)	。)又は情報提供者(同条第9号に規定する条例事務関係情報提供者を含む。以下同じ。)
(以下「情報照会者等」という。)の使用に係る電子計算機との間で、同号の規定による特	(以下「情報照会者等」という。)の使用に係る電子計算機との間で、同号の規定による特
定個人情報の提供の求め又は提供に必要な処理を行うための行政機関の長等の使用に係る電	定個人情報の提供の求め又は提供に必要な処理を行うための行政機関の長等の使用に係る電
子計算機その他の機器により構成される電子情報処理組織(当該電子情報処理組織にクラウ	子計算機その他の機器により構成される電子情報処理組織
ドサービス(「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」(令和	
3年9月10日デジタル社会推進会議幹事会決定)におけるクラウドサービスをいう。以下同	
じ。)を利用する場合にあっては、当該クラウドサービスは政府情報システムのためのセ	
キュリティ評価制度のクラウドサービスリストに登録されているものに限る。)	
[3~11 略]	[3~11 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附

則